

令和 5 年 7 月 19 日

被保険者の皆様へ

日本製鉄健康保険組合
給付グループ

海外出産に係わる出産育児一時金支給申請の添付書類について

平素より、当健康保険組合の業務運営に関し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、他組合において海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給の事案が発生したことから、厚生労働省より「海外療養費及び海外出産に係わる出産育児一時金等の支給の適正化に向けた対策等について」の通達が発出されました。

つきましては、当健康保険組合においても不正受給防止の対策を講じることとし、海外出産に係わる出産育児一時金の事務取扱を下記の通りとしますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

なお、海外療養費につきましては、健康保険法施行規則改正（平成 28 年 4 月施行）以降も引き続き対策を講じておりますので、今般の対策による事務取扱の変更はございません。

記

海外出産に係わる出産育児一時金支給申請について、現行の添付書類「出産の事実が証明できる書類（州または在外公館等が発行する出生証明書等）の写しとその日本語訳」に下記①②の書類を追加で添付してください。

1. 対象

扶養申請を行わない子の出産のみ

※ 出産した子を扶養する場合は、当健康保険組合において出生の事実確認を以って扶養認定を行っているため対象外となります。（下記①②の追加書類は不要）

2. 開始時期

令和 5 年 8 月 1 日以降の出産に係わる出産育児一時金の申請から開始

3. 追加する添付書類

① 旅券、航空券その他、出産期間に海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

業務命令による海外勤務者および海外出張者については、事業主証明（原本）でも結構です。その際、事業主の方は、任意の様式で海外渡航期間、証明日・事業所名・事業主もしくは事業主代理人の氏名を記載してください。（押印不要）

② 同意書の原本

被保険者が海外での出産に係わる内容について、海外の医療機関等に照会すること、また、別途書類提出が求められた場合の提示協力に関する同意内容になります。

<留意事項>

1. 同意書の日付は、必ず、出産育児一時金支給申請書の申請日までの日付を記入してください。(申請日 \geq 同意書の日付)
2. 今般の対策では、扶養申請を行わない子の出産が対象となりますので、当初扶養する予定から変更された場合は、速やかに追加の添付書類をご提出ください。

以 上